

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA市所在のB（以下「事業場」という。）に採用され、平成○年○月から事業場が運営する○学校の事務長として勤務していた。

請求人によると、平成○年○月頃から、同学校の教務主任が請求人を誹謗中傷するメールを請求人以外の職員に送信していたことがわかり、請求人は、体調を崩していったという。その後、同年○月○日、同主任が請求人を誹謗中傷するメールを相変わらず配信していることを知り、体調が更に悪くなり、同日は有給休暇を取得して帰宅したという。

請求人は、平成○年○月○日、C病院に受診し、「心因反応」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月下旬頃に、I C D診断ガイドラインの「F 4 3. 2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断すると述べており、当審査会としても、請求人の症状経過等に鑑み、D医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による出来事として、請求人は、①平成○年○月の○学校事務長への就任、②平成○年○月上旬頃、同年○月頃、同年○月にE教務主任との間に生じた一連の出来事(以下「E教務主任との問題」という。)、③F副校長等が請求人の進言した事項を履行しないことを主張している。

- (5) ①平成〇年〇月の〇学校事務長への就任は、認定基準別表 1 の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、決定書理由第 2 の 2（2）ウ（イ）に説示のとおり、請求人は当該専門学校事務長への就任には特に不満等はない旨申述していることから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。
- (6) ②「E 教務主任との問題」の出来事は、認定基準別表 1 の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、決定書理由第 2 の 2（2）ウ（ウ）に説示のとおり、周囲からも客観的に認識されるような対立が認められることから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は、「中」と判断する。
- (7) ③F 副校長等が請求人の進言した事項を履行しないことは、認定基準別表 1 の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、G 副学校長や E 教務主任等事業場関係者からの申述から判断するに、「業務をめぐる方針等において、上司との考え方の相違が生じた（客観的にはトラブルとはいえない）」に該当するものとみられる。したがって、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。
- (8) 以上のとおり、被災者には、業務による心理的負荷の総合評価「中」の出来事が一つ、「弱」の出来事が二つ認められることから、心理的負荷の強度の全体評価は「中」と判断され、「強」には至らないものであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるから、請求人に発症した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。